

国土利用計画の経緯

戦後の高度経済成長に伴う土地の乱開発等を抑制するため、「国土利用計画法」が昭和49年に成立し、国、都道府県、市町村それぞれにおいて「国土利用計画」を定めることとなった（※）。

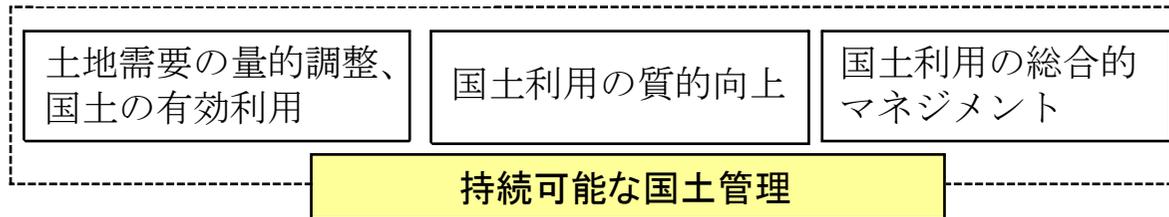
（※）都道府県および市町村の計画策定は任意

【国土利用計画および全国総合開発計画等の策定期期】

	第一次計画	第二次計画	第三次計画	第四次計画
国土利用計画	S51.5.18	S60.12.17	H8.2.23	H20.7.4
全総計画等	S52.11.4 (三全総)	S62.6.30 (四全総)	H10.3.31 (五全総)	H20.7.4 (形成計画)

第4次国土利用計画(H20.7.4閣議決定)の内容

○国土利用の基本方針



○地目別面積目標（抜粋）

< 農地 >	< 森林 >	< 住宅地 >
◆農地面積は減少傾向 ◆農用地の確保・整備の必要性	◆森林面積はほぼ一定で推移 ◆森林の整備・保全の必要性	◆住宅地面積は一貫して増加 ◆増加傾向は近年鈍化
平成16年 471万ha（基準） 平成29年 450万ha（目標）	平成16年 2,510万ha（基準） 平成29年 2,510万ha（目標）	平成16年 111万ha（基準） 平成29年 114万ha（目標）

○必要な措置の概要 土地利用転換の適正化、土地の有効利用の促進、国土の国民的経営の推進 等

参考：国土利用計画と国土形成計画の関係

